

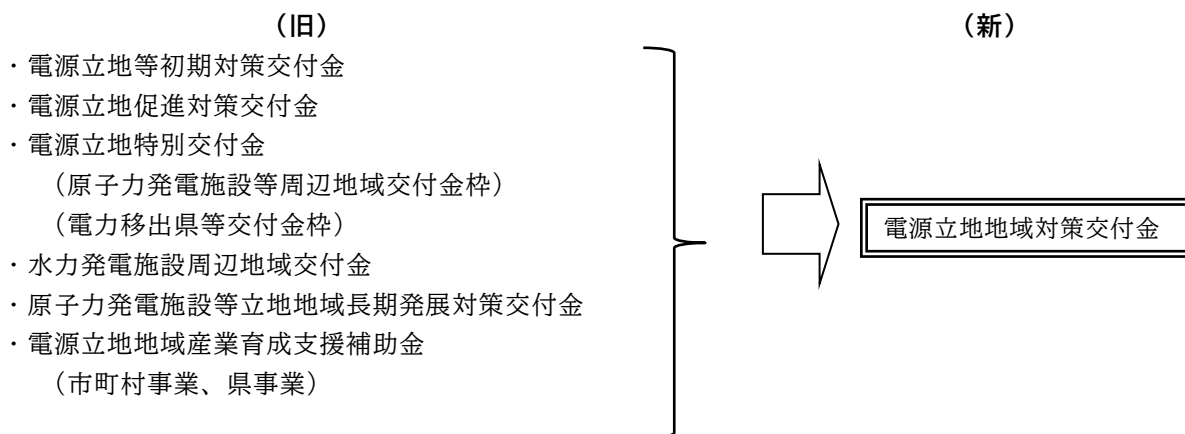
電源立地地域対策交付金の概要

1 制度の概要

平成 15 年 10 月、電源三法交付金のうち、6 つの交付金を一つの幅広いメニューを持った交付金制度に統合して「電源立地地域対策交付金」を創設し、地域の自主的な選択による事業実施が可能となるとともに、使途の大幅な拡充が図られた。

■各種交付金の統合

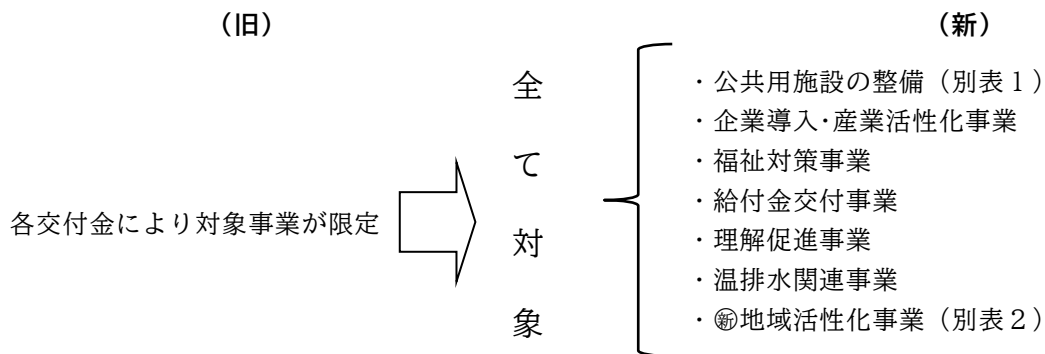
以下の交付金・補助金を一つの交付金に統合し、合計された交付限度額の範囲内で、地域の自主的な選択により自由な組合せで事業が実施できるようになった。



■対象事業の拡充

① 交付対象事業の統一化

既存の各交付金の対象メニューを統一化し、現在の各交付金・補助金で充当可能な対象事業すべてについて、交付期間を通じて充当することができるようになった。



② 地域活性化事業の創設 (別表 2)

公共的施設等ハード事業に加え、地域おこしや人材育成、環境保全、地場産業の発展につながる特産品開発、福祉事業等のソフト的な事業が交付対象として追加された。

③ 維持運営費の用途拡大

電源立地地域対策交付金が対象としているメニューの範囲内であることを前提として、他の交付金・補助金や自主財源で整備した施設の維持運営についても活用できる等、充当範囲が拡大された。

■ 交付限度額

統合前の交付金（電源立地地域産業育成支援補助金の県事業・市町村事業分を除く）の合計額相当額
なお、次の2つについては、実際の発電電力量を勘案した限度額となる。

- ・ 電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）
- ・ 電源立地地域対策交付金（原子力発電等立地地域長期発展対策交付金相当部分）

■ 交付対象事業

公共用施設整備事業（別表1参照）
道路、水道、スポーツ施設、教育文化施設などの公共用施設の整備、維持補修、維持運営のための事業
企業導入・産業活性化事業
工業団地の造成など商工業の企業導入の促進事業、公設試など地域の産業関連技術の振興などに寄与する施設の整備・維持運営事業
ア 企業の導入の促進のための事業
・ 工業団地の造成事業
・ 企業導入に係る助成事業
・ 企業導入に係る産業基盤施設の整備又は運営事業
・ 企業導入に係る調査、広報、研修及び研究事業
イ 地域の産業の近代化及び活性化のための事業
・ 農業、畜産業、林業、水産業、鉱工業及び商業の経営の近代化に係る事業
・ 観光の開発事業
・ 産業近代化に係る調査、広報及び研修事業
ウ 地域の産業関連技術の振興のための事業
・ 地域産業関連技術に係る職業訓練施設の整備事業
・ 地域産業関連技術に係る生産・加工技術研究開発事業
・ 産業関連技術振興に係る調査、広報及び研修事業
エ 事業地域に立地する企業に対する設備（土地及び建物を含む。）の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業
福祉対策事業
医療施設、社会福祉施設などの整備・運営、ホームヘルパー事業など地域住民の福祉の向上を図るための事業
給付金交付事業
一般家庭、工場などに対し、電気料金の実質的な割引措置を行うための給付金助成措置
理解促進事業
先進地の見学会、研修会、講演会、検討会、ポスター・チラシ・パンフレットの制作等発電用施設などの理解促進事業
温排水関連事業
魚介類の養殖、漁業研修、試験研究、温排水有効利用事業導入基礎調査等の広域的な水産振興のための事業
地域活性化事業（別表2参照）
地域の観光情報の発信事業、地域の人材育成事業、地場産業支援事業等の地域活性化事業

別表 1

公共用施設整備計画対象施設一覧表発電用施設

公共施設名	公 共 用 施 設 の 内 容
道路	都道府県道、市町村道（道路の付属物を含む）
港湾	小型船用の水域施設、外郭施設、係留施設及びこれらに伴う臨港交通施設
漁港	沿岸漁業用の小規模な漁港施設
都市公園	遮断緑地、基幹公園（児童公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園）
水道	上水道、簡易水道
通信施設	有線放送電話施設、有線ラジオ放送施設、テレビジョン放送共同受信施設その他の有線テレビジョン放送施設、テレビジョン放送中継施設その他の無線施設、その他これに準ずる施設
スポーツ又はレクリエーションに関する施設	体育館、水泳プール、運動場、公園、緑地、スキー場、スケート場、キャンプ場、遊歩道、サイクリング道路、その他これに準ずる施設
環境衛生施設	一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）、公共下水道、都市下水道、排水路、環境監視施設、産業廃棄物処理施設、墓地、火葬場、道路清掃車、除雪車、一般廃棄物の運搬車（ごみ収集車、し尿収集車）、霊柩車、公害測定車、その他これに準ずる施設
教育文化施設	学校及び各種学校、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家、その他社会教育施設、労働会館、学校給食センター、柔剣道場、集会所、幼稚園、文化会館、給食運搬車、スクールバス、その他これに準ずる施設
医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター、主要な医療装置・器具、救急車、その他これに準ずる施設
社会福祉施設	児童館、保育所、児童遊園、母子福祉施設、老人福祉施設（老人ホーム、老人福祉センター、老人憩いの家、老人休養ホーム、老人浴槽車）、公共用バス、その他これに準ずる施設
消防に関する施設	消防施設
国土保全施設	地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、森林保安施設、海岸保全施設、河川・砂防施設
道路交通の安全に関する施設	信号機、道路標識、交通安全広報車、その他これに準ずる施設（道路の付属物を除く）
熱供給施設	地域冷暖房施設、その他これに準ずる施設
産業の振興に寄与する施設	（農林水産業に係る施設） 農道、林道、農業用排水施設、集落排水施設、農林水産物の共同貯蔵所、市場、養魚施設、選果場、稚蚕飼育所、農林漁業者の生活改善のための普及展示等の施設、漁礁、物揚場、船揚場、パージ船、共同利用型漁船・大型漁具、漁港関連道、給油施設、農林水産物の共同加工・運搬流通施設、家畜衛生施設、共同農業用機器、農業試験場、林業試験場、水産試験場、その他これに準ずる施設 （観光業に係る施設） スキー場・テニス場等のスポーツ施設、遊歩道等のレクリエーション施設、遊戯施設、国民宿舎等の宿泊・休養施設、駐車場、観光センター、その他これに準ずる施設 （商工業その他産業に係る施設） 工業団地、工業用水道、職業訓練施設、商工会館、物産館、その他の普及展示等の施設、市場、荷さばき場、駐車場、工業試験場、アーケード、トラックターミナル、流通センター、共同倉庫、その他これに準ずる施設

別表 2

地域活性化事業の具体的内容

事業名	定 義	想定される具体的事業
地場産業振興支援事業	地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業	○情報提供・発信事業（特産品紹介、技術情報の発信及びこれに類する事業） ○特産品開発・販売促進支援事業（特産品の開発支援、商品の販売促進に係る支援及びこれに類する事業） ○産業技術実証・導入事業（地場特産品に係る製造技術の実証・導入、地場企業の情報技術導入に係る支援及びこれに類する事業） ○地域内就業支援事業（Ｕターン、Ｉターン就職支援、地域職業情報の提供、ワンストップサービス提供、情報交流会の開催及びこれに類する事業）
地域資源利用魅力向上事業	地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業	○情報提供・発信事業（観光ＰＲ、地域の文化・情報交流活動の実施及びこれに類する事業） ○観光資源開発事業（観光資源調査、体験型地域滞在、観光客のニーズ把握及びこれに類する事業） ○地域おこし事業（まちづくりコンセプトやイメージアップ戦略策定・地域おこし事業及びこれに類する事業） ○伝統、芸術その他文化の保護・継承事業（祭り、伝統行事や文化財の保護及びこれに類する事業） ○イベント支援事業（音楽会、ミュージカル、スポーツ大会及びこれに類する事業）
福祉サービス提供事業	地域における福祉サービスを提供する事業	○情報提供・発信事業（インターネットによる福祉サービス情報の提供・地域の福祉施設に係る情報提供及びこれに類する事業） ○老人福祉事業（老人ホーム運営、ホームヘルパー派遣、集会所運営、老人参加イベント開催、バリアフリー推進及びこれに類する事業） ○障害者福祉事業（デイサービス、バリアフリー推進及びこれに類する事業） ○育児支援事業（育児カウンセリング、託児所の運営、育児の援助に係る助成及びこれに類する事業） ○保育事業（保育所の運営、児童館における活動及びこれに類する事業） ○医療・社会福祉事業（病院や社会福祉施設等の運営、福祉サービスに係る助成及びこれに類する事業）
環境維持・保全・向上事業	地域の環境等の維持・保全及び向上を図る事業	○情報提供・発信事業（環境保全ＰＲ及びこれに類する事業） ○環境維持・改善事業（ゴミ収集及びゴミの減量化事業、道路・河川等の環境の維持・保全、動植物保護及びこれに類する事業） ○地域森林整備事業（植林・間伐等の森林整備、森林の取得及びこれに類する事業） ○景観整備事業（都市環境設計及びこれに類する事業） ○公害防止事業（土壌汚染状況調査、地域環境影響評価及びこれに類する事業） ○リサイクル推進事業（廃棄物利用モデル構築及びこれに類する事業）
生活利便性向上事業	地域住民の生活利便性向上に資する事業	○情報提供・発信事業（各種住民サービスのオンライン提供及びこれに類する事業） ○住民参加活動支援事業（ＮＰＯ等、コミュニティ活動の拠点づくり、町内会活動支援、ボランティア活動支援及びこれに類する事業） ○地域内移動網運営事業（域内巡回バス等の運行、駐輪対策及びこれに類する事業） ○広域行政活動促進事業（広域行政促進のための調査研究、戦略策定及びこれに類する事業） ○公共用施設利用促進活動支援事業（港湾、空港等の施設の利用促進活動、利用促進のための戦略策定及びこれに類する事業）
人材育成事業	地域の人材育成に資する事業	○情報提供・発信事業（各種研修の情報提供及びこれに類する事業） ○能力涵養事業（各種研修会開催、専門学校、大学等への進学や留学、研修機関における研修の受講のための奨学金制度の設置及びこれに類する事業） ○能力涵養施設等運営事業（研修施設等の運営及びこれに類する事業） ○国際交流事業（姉妹都市との交流会開催及びこれに類する事業）